



協議体から生まれてくるサービスをどう作るか？

平成30年1月26日
さわやか九州1ブロック

地域包括ケアシステムの深化「地域共生社会」へ

骨太方針2016(平成28年6月2日)

第2章 成長と分配の好循環の実現

(6)障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現

障害者、難病患者、がん患者等も、それぞれの希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる社会を目指し、就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の文化芸術活動の振興等を進め、社会参加や自立を促進していく。性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う**地域共生社会**を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日)

4 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4)地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「**地域共生社会**」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。

地域包括ケアシステムの構築について

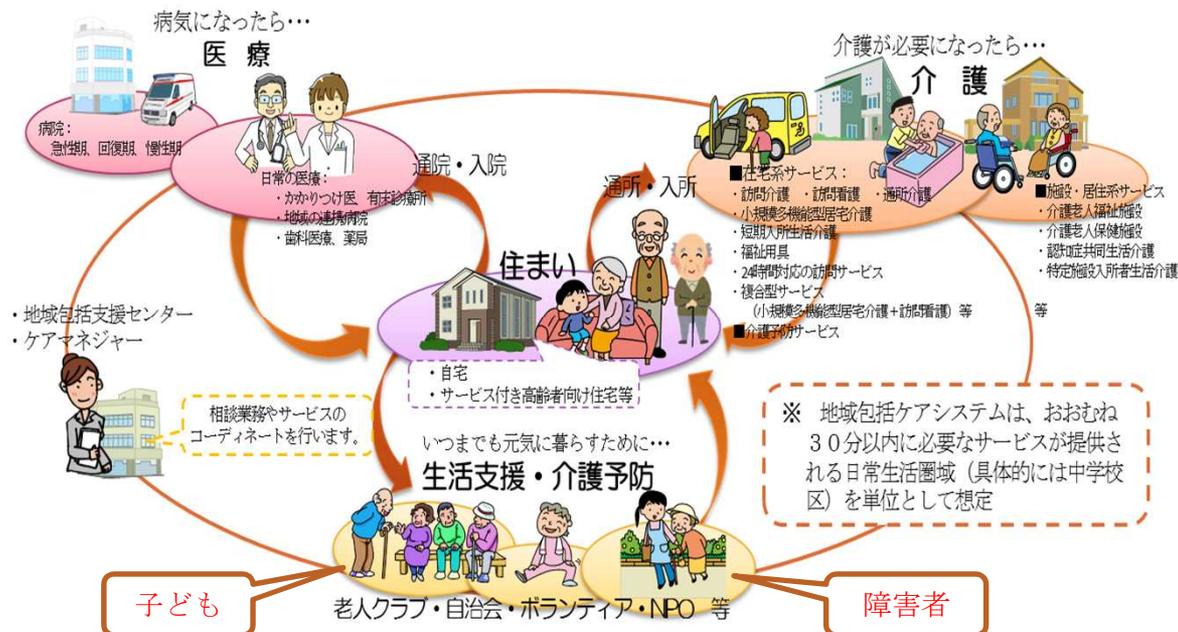
＜地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律＞

(目的)

第一条 この法律は、国民の健康の保持及び福祉の増進に係る多様なサービスへの需要が増大していることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する措置を講じ、もって高齢者をはじめとする国民の健康の保持及び福祉の増進を図り、あわせて国民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。



出所: (株)三菱UFJリサーチ&コンサルティング

自助

- ・介護保険・医療保険の自己負担部分
- ・市場サービスの購入
- ・自身や家族による対応

互助

- ・費用負担が制度的に保障されていないボランティアなどの支援、地域住民の取組み

共助

- ・介護保険・医療保険制度による給付

公助

- ・介護保険・医療保険の公費 (税金) 部分
- ・自治体等が提供するサービス

目標達成に向かうための「場」

■ 「計画策定」の場

- ・ 介護保険事業計画は地域マネジメントのロードマップであり、地域で積み上げたPDCAの集大成として向こう3年の道筋と理解すべき。
- ・ 日常的な意見交換や**事業計画策定委員会**をはじめとした計画策定過程への地域関係者の関わり度合が、地域マネジメントの成否に直結するため、どのように共に歩むかを考える視点と具体的仕組みが重要。

■ 「サービス提供体制構築」の場

- ・ 保険者と地域密着型サービス事業者は、地域包括ケアシステム構築の協働パートナー。
- ・ **サービス事業者協議会**などは、専門職によるサービス提供体制構築の際の「目標達成に向かうための場」として期待される。
- ・ 「保険者の方針」と「現場」をつなぐ仕掛け作りが地域マネジメントを円滑に進めるカギ。

■ ケアの考え方を積み上げる場

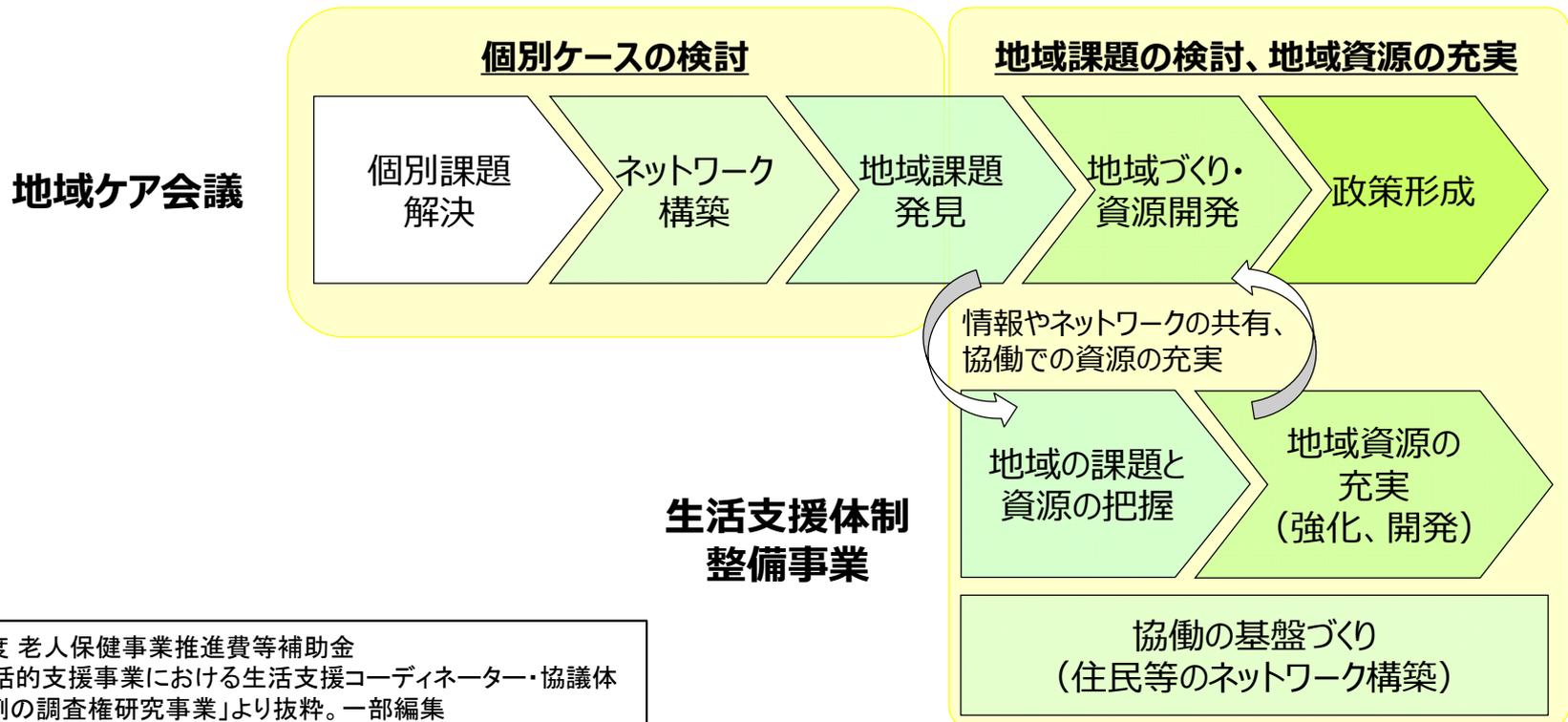
- ・ ケアの改善のために、個別事例検討を積み上げる**地域ケア個別会議**は、ケアマネジメントに係る視点共有の場として重要。
- ・ 中長期的視点から、自立支援や在宅生活継続に必要なサービス資源や連携のあり方を議論し「現在ないが今後必要なもの」の特定の場として期待される。

■ 「地域づくり」の場

- ・ 地域マネジメントへの住民参加による地域づくりの推進は、当事者として地域の「ありたい姿」を実現する仕組みを考える点で大きな意義がある。
- ・ **協議体**は、地域の実情に応じて組織のあり方や議論の進め方、構成員を自由に設計でき、住民と一緒に実践する絶好の場。

“協議体”“地域ケア会議”の関係性は？

- 地域ケア会議では、個別ケースの検討を通じた多職種協働のケアマネジメント支援、支援ネットワークの構築、地域課題の抽出を行います。個別の課題解決にとどまらず、個別支援の検討を積み重ねることで、地域としての課題や、地域資源活用の成功要因を見出す機能を担う。
- 協議体は、生活支援コーディネーターを組織的に支えるとともに、多様なサービス提供主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的としており、地域ケア会議と求められている機能や役割が異なっている。
- 個別ケースの検討を中心に行っている場合は、地域ケア会議で把握した地域の課題や資源の情報を協議体や生活支援コーディネーターが受け取ることで、住民や団体・企業を中心とした地域づくり・資源開発に活かすことが可能。



平成28年度 老人保健事業推進費等補助金
「新しい包括的支援事業における生活支援コーディネーター・協議体の先行事例の調査権研究事業」より抜粋。一部編集

“助け合い”の実施主体は誰？

介護保険サービス等の実施主体は、
市町村

従前相当・A型・C型
(委託・事業者指定)

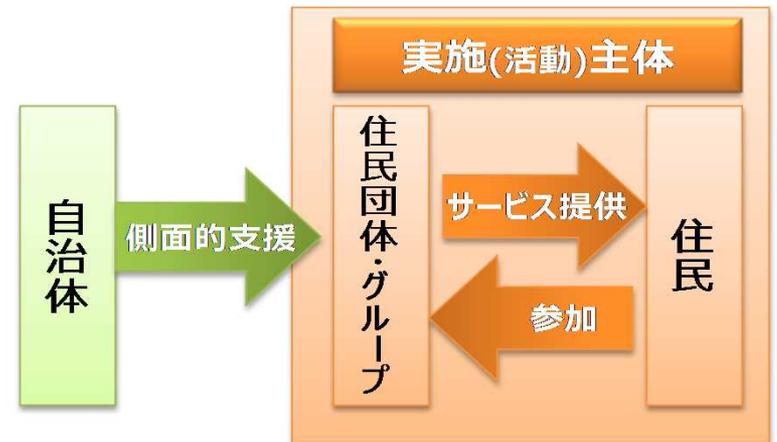


だから・・・

活動内容を決めるのは
市町村

助け合いの実施主体は、
住民

B型・一般介護予防事業の通いの場
(補助)



だから・・・

活動内容を決めるのは
住民

“助け合い”の実施主体は誰？

“助け合い”の実施主体は、「**住民主体**」である

だから・・・

住民は、



市町村の下請け

ではなく・・・

活動内容を決める

市町村は、



活動内容を決める

ではなく・・・

**住民団体を
側面的に支援する**

あなたの市町村では、こんなことになっていませんか？

生活支援コーディネーター・協議体



B型の補助金を交付する団体って、どうやって選べばいいんでしょう？

とにかくB型のサービスを増やさないと！



他の市町村がB型で定めている補助要件があるから、それにならってみましょうか..

通いの場は結構あるけど、常設の場はないね。いつでも気軽に立ち寄れる場が欲しいという声を最近よく聞くよ。

常設の通いの場を立ち上げようと考えている住民のグループがいますよ。でも、立上費用を確保するのに苦労しているみたい。

市町村の庁内会議

SC・協議体の意見を聞く機会がない

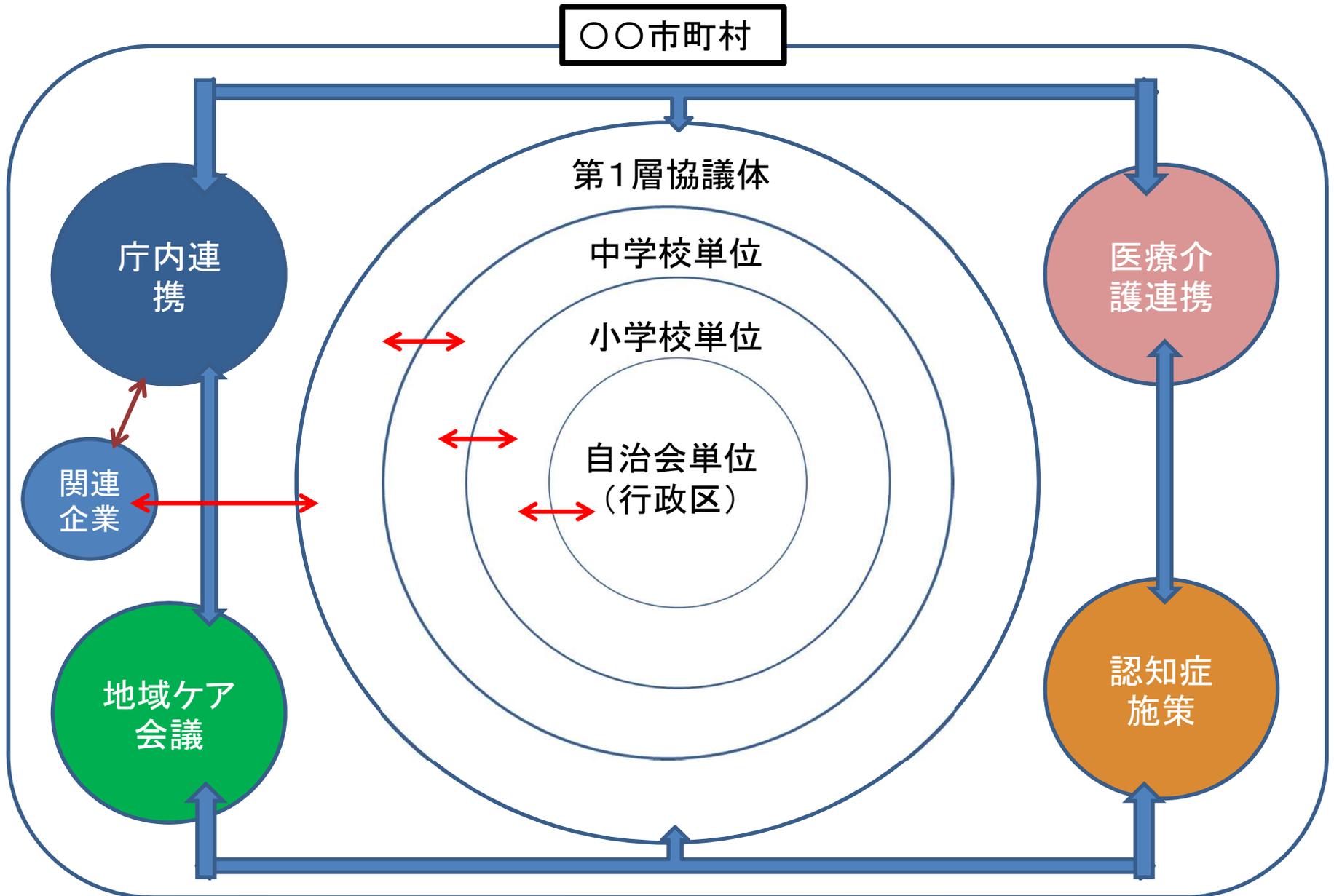
SC(生活支援コーディネーター)や協議体の活動が地域に定着するにつれ、地域のニーズ・資源に関する情報が集まってきます

生活支援体制整備事業の目的

(1) 目的

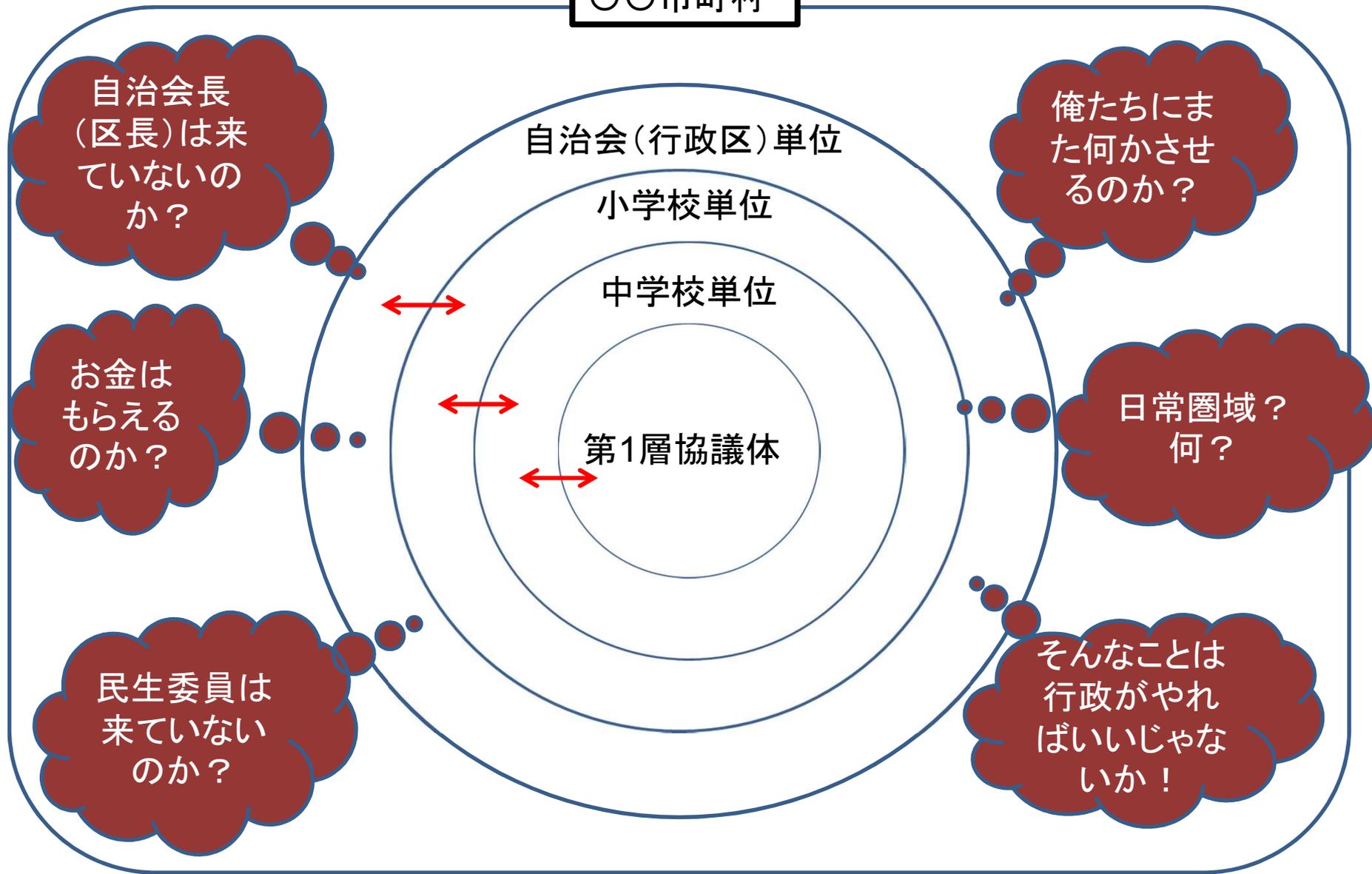
単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、**多様な日常生活上の支援体制の充実・強化**及び**高齢者の社会参加の推進**を一体的に図って行くことを目的とする。

各市町村の実情に応じた協議体や住民の意見や地域の課題を抽出し、課題解決に取り組むためのイメージ図（行政から見たもの）



住民主体の話し合いの場（協議体）を円滑に進めるためには
最小単位での話し合いやニーズ調査が必要（住民から見たイメージ）

〇〇市町村



サービスの類型(典型的な例)

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース(例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	<p>訪問型サービスBに準じる</p>
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

通いの場を支えるためのポイント

	従前相当	通所型A	通所型B	通所型C	一般介護予防 地域介護予防活動支援事業
支援方法	基本的に保険給付と同等のもの	基本的に従来の保険給付に類するもの	運営費に対する補助が基本。直接サービスを担う人件費を支援する発想はない。	全額を自治体が負担。上限額の対象からも除外	お金で支援するという発想は必ずしも必要ない
アプローチ	現在、利用している介護予防通所介護の継続が必要な人、専門的なサービスを必要とする人のために実施	現在、委託等で実施している通所型サービスを再検討	現在、委託等で実施している通所型サービスを中長期的なスタンスで再検討	高いコストだからこそ良い取組に限定を	短期的には既存の取組をさがす／中長期的には効果的な通いの場をつくる
基本モデル	従前の通所介護事業所	高齢者就労モデル 保険給付からの派生とみることも	住民主体 (ボランティア)	専門職による 短期集中サービス	地域の普通の生活 (共生型)
対象者	要支援レベル 事業対象者	要支援レベル 事業対象者	要支援レベル 事業対象者	要支援レベル 事業対象者	高齢者を中心に、障害者、子どもも含め誰でも
自己負担	定率・定額 (自治体で設定)	定率・定額 (自治体で設定)	利用料	負担なし	利用・負担という考え方がない
総合事業での開発	みなし指定の場合は自治体独自の改変なし。自己負担等について見直しの余地あり	もともと保険給付の通所も基準緩和されており、H27報酬も大幅減のため、事業所には動機づけが小さい。	最も総合事業的であるが、立ち上げまでに相当の時間が必要。	既存の二次予防事業は基本的に廃止。短期集中型は生活上の困りごとを把握してその解消に向けて通所を提供する通所・訪問統合型を志向する。詳細は、後述。	住民の自発的な取組が力ギなので、時間がかかる。仕掛けは早めに。
既存資源との整合性	既存の指定事業所が対象となるが、時間の経過とともに、中重度へシフトしていくことを期待。	委託事業として社協等が実施するミニデイなどは、該当する可能性も高い。	要支援者レベルを対象に、既存のボランティア団体等が実施しているサロンや通所があれば、助成を検討。		すでに既存のサロン等、地域資源が多数あるので、まずは把握とケアマネジメントでの活用を。

訪問型サービスや通所型サービスの内容ごとの実施方法

(例)		直接実施	委託	指定事業者によるサービス提供	補助
介護予防・生活支援サービス事業	①現行の介護予防訪問介護等に相当するサービス	—※	—※	○	—
	②緩和した基準による生活支援、ミニデイサービス(訪問型・通所型サービスA)	△	○	○	△
	③ボランティアなどによる生活支援、通いの場(訪問型・通所型サービスB)	△	△	—	○
	④保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービス(従来の2次予防事業に相当)(訪問型・通所型サービスC)			—	—
一般介護予防事業	介護予防に資する住民主体の通いの場づくり	○	○		○

※ 市町村が実施する場合も、原則第1号事業支給費の支給により実施する。

(注) △は、一般的なケースとしては考えていないが、このような形式をとることも可能。

出典：平成27年6月5日厚生労働省老健局長通知(老発0605第5号)「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」

1. 足りない活動の把握の方程式

- ① 地域における生活支援の助け合いに対するニーズの把握
- ② 地域における生活支援の助け合いの実情の把握
- ③ 足りない助け合い活動は、①と②の差によって判断

$$(\text{③} = \text{①} - \text{②})$$

2. ニーズの把握方法

前提：すでに行われた各種の結果を最大限に活用すること

○ その上で必要なら

- ・ アンケート調査（全戸型・抽出型）
- ・ 訪問調査（全戸型・抽出型）

○ サービス提供側から情報収集

- 地縁組織、民生・児童委員、地域包括支援センター、NPO、社協、医療関係者、福祉関係事業者、地域ケア会議、行政などの情報を統合して分析
- 特に地縁組織から情報提供をしてもらうこと
生活支援コーディネーターは、地縁組織（特に協議会など新しいタイプ）を回って話を聞くとか、地縁活動のリーダーを集め、情報会議を開くなどの活動をする事も状況に応じて必要

2. ニーズの把握方法（続）

○ 地域の住民のワークショップ = 王道

住民が話し合い、自らのニーズや気になる人（支援が必要な人）のニーズを出し合う

=例=

- ご近所の話し合い

行政の仕掛け：平塚市（神奈川県）

「町内福祉村」

- 「支え合いマップ」の作成

社会福祉協議会等の仕掛け：大和村（鹿児島県）

「のんティダの会」等 各地



3. 留意事項

あるべき姿（目指す地域像）を念頭に置きつつ調査する

- 住民も、サービス提供者も、現状にとらわれて創出可能な助け合い活動に思い至らず、真のニーズを述べることができないことがしばしばある
- そのため、調査者は、たとえば次のページの「助け合い活動のマトリックス」における助け合い活動の内容と形態を頭に入れ、調査対象者に必要な情報を提供して、真のニーズに気づかせる作業も必要
- 目指す地域像が策定されている時には、その情報を提供してニーズを聞く

4. 助け合い活動のマトリックス

内容	形態	ご近所	地縁組織	居場所	地域通貨	有償ボランティア	非営利団体	営利団体の社会貢献活動
見守り		○	○	△	△	△	○	○
交流		○	○	○	○	○	○	×
ちょボラ		○	○	○	○	○	○	△
家事援助		△	△	×	○	○	○	×
食事	会食	×	○	○	×	○	○	×
	配食	×	×	×	○	○	○	△
移動		×	△	×	○	○	○	×

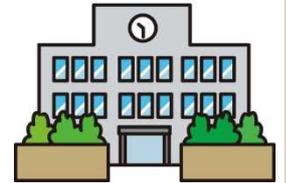
- 本図において○を付した活動が、市区町村のほぼ全域において継続的に行われていれば、その市区町村は目指すべき地域像をおおむね実現したと評価できる。このマトリックスを参考にして、担当する地域の実情を把握し、足りない活動の創出などに役立ててほしい
- なお、図に示した○、△、×は平均的な形態について評価したもので、例えば居場所から家事援助や配食、移動の活動が生まれる例も少なくない

3-8. 高齢者の社会参加

- 高齢者を支える層として期待できるのは高齢者層
- 社会に貢献しない生き方を恥とする高齢者の生活文化の確立
- 高齢者を社会参加に誘う多様な仕掛け

1. 市民大学・塾

高齢者の参加意欲を引き出し、 実際の社会参加活動につなげる講座の設定



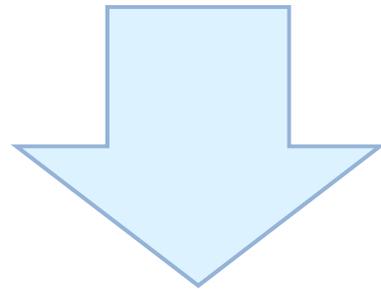
1. 市民大学の主体
 - 官営のものも少なくないが、NPO等の民営の講座も柔軟な対応をしている
2. 講座の構成
 - 講師には、実務体験者を多く選び、実地研修を重視
 - 受講生の適性を把握し、適切な講座に誘導する
3. 実地活動とのマッチング
 - 受講生を誘導できるボランティア活動を事前になるべく多く把握しておき、修了時に直ちに社会参加できるよう指導する

特徴のある参考事例

- 神奈川県/かながわコミュニティカレッジ(運営：神奈川県民活動サポートセンター)
【特徴】次世代の地域リーダーを養成している
- 東京都/江戸川総合人生大学（運営：江戸川区）
【特徴】社会貢献を目指す人々を応援する地域の“新しいカタチ”の大学。
「共育」「協働」の学びと実践の場
- 兵庫県/社会貢献塾（運営：認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸、
（公財）神戸いきいき勤労財団）
【特徴】受講生の個性を把握して、適切なボランティア活動を紹介
- 滋賀県/滋賀県レイカディア大学（運営：滋賀県社会福祉協議会）
【特徴】ボランティア実践につなげる仕組み「レイボラ」（卒業生の情報の公開）

2. 家族・友人

家族や友人からの勧めが、極めて有効



- 活動者が、友人や家族に対し、活動の楽しさを語り、参加を勧めることが、活動することと同じくらい重要
- そのことを活動者に徹底するように、生活支援コーディネーター・協議体構成員は、助け合い活動のリーダーに対して注意喚起

3. 地縁組織（町内会・自治会、新型組織）

住民の参加が活発でない地縁組織のリーダーに対し、例えば以下のような活動で住民が心惹かれるものを企画・実行するよう勧める

【地縁組織の活動事例】

- ①健康増進・維持のためのラジオ体操など
 - － 体操後の語らいも有効
- ②子どもを守り育てるための活動
 - － 通学路の安全見守り、挨拶運動など
- ③集会所における魅力的な活動
 - － 時にお酒も
- ④地域課題抽出のためのワークショップ
 - － 住みやすくするための話し合い
- ⑤防災・防犯
 - － 身体の不自由な人の救い出し方協議
- ⑥イベント
 - － 盆踊り、サンタクロース
- ⑦趣味
 - － 街づくり探訪、文化系・体育系各種
- ⑧学習
 - － 町内職業人・有名人等の講演
- ⑨事業
 - － 農園、カフェ など

- 特に男性住民を勧誘する方策については、後出8「男性企業OBの参加促進」（96・97ページ）参照

- 地縁団体の活動の情報を住民に情報公開することが有効



4. N P O

NPOに対し、社会参加の促進活動を行うよう働きかける

1. ボランティア活動の普及を図るNPO等中間支援団体
 - ① 社会の各層にもれなく普及を図るよう連携する
 - ② ボランティア活動を受け入れる組織を幅広く開拓するよう連携する

参考：全国1852社会福祉協議会のうち、95%にボランティア紹介の部署、担当を設置している
(平成26年9月) ※情報：全国社会福祉協議会

2. 上記以外の活動をしているNPO

それぞれの活動の魅力を広報し、ボランティアの参加を促す活動にも注力する



特徴のある参考事例

- 京都福祉ボランティアセンター（京都府）
【特徴】毎月実施のボランティア入門講座で、参加希望者と実践者・活動団体との交流会を実施している
- 神戸市ボランティア情報センター（兵庫県）
【特徴】市内9区のボランティアセンターにボランティアコーディネーターをおきボランティアをしたい人とボランティアを頼みたい人の橋渡しを実施している
- 仙台市青葉区ボランティアセンター（宮城県）
【特徴】期間限定トライアルとして夏のボランティア体験会がある。災害対応に特化した災害ボランティアセンターが設置されている

5. 経営者団体及び企業

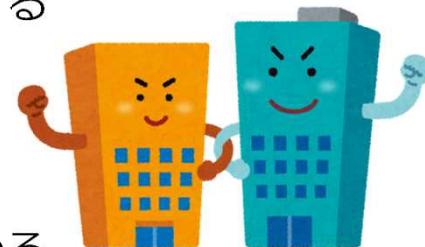
経営者団体及び企業に対して社会参加の促進を働きかける

1. 経営者団体

- ① 社会貢献の部門が無い経営者団体に対しては、この部門を作ることを勧める
- ② 社会貢献の部門がある経営者団体に対しては、傘下企業におけるモデル的な活動を表彰するなど、その活動を実効あるものにするよう支援する

2. 各企業 - 次の活動を勧める

- ① 社会貢献活動
- ② 従業員に対し住む地域において社会参加活動を行うよう勧める
そのため…
 - ・ボランティア休暇制度を活用するよう勧める
 - ・各種社会参加活動の情報を提供する
- ③ 企業のOB会等において社会参加活動をするよう勧める
- ④ 顧客等に対し、企業の社会貢献活動及び従業員の社会参加活動の状況等を広報する



3. 個人経営者

地縁活動のリーダー、地域のNPO等から支援を要請する

5. 経営者団体及び企業（続）

【社会参加促進の指針の例】

- [日本経済団体連合会](#)
 - [日本労働組合総連合会](#)
 - [経済同友会](#)
- 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う
 - 社会参加を保障することを軸とする活動はすなわち、人と人との絆をつなぐものである。労働運動はその絆を再生する使命を持っている
 - 21世紀を迎え、企業経営をとりまく環境が大きく変化する今日、「企業の社会的責任」の重要性を「CSR (Corporate Social Responsibility)」という言葉であらためて提起し、その実践を推進している

特徴のある参考事例（企業の活動）

- ヤマトホールディングス
【特徴】全国各地で「買い物支援」「高齢者の見守り支援」「防犯・防災支援」などを実施。総案件数630件、自治体との協定締結数138件
- 日本IBM
【特徴】社員や定年退職者の地域コミュニティにおけるボランティア活動を支援。世界中のIBM社員ボランティアにオンラインで資料やノウハウを提供
- 西武信用金庫
【特徴】約10万人の年金受給者の見守り活動



6. 活動拠点（公民館・学校）

公民館や学校を社会参加の活動の拠点とする

1. 公民館

※公民館を「生涯学習センター」「交流館」などに名称変更・転換している自治体もある

- 公民館の設置及び運営に関する基準（平成15年文部科学省告示）

第5条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする

特徴のある参考事例

- 富士見市 水谷東公民館（埼玉県）

【特徴】 町会・社協、老人会、PTA等の地域団体の代表に小中学校長が加わって定期的に「地域連絡会」を開催し、各団体間の連絡調整や交流を図り、地域をあげた町づくり活動を展開しており、公民館がコーディネート役を担っている



- 宇都宮市 南生涯学習センター（栃木県）

【特徴】 生涯学習と市民活動支援機能をあわせもつ施設（地区市民センター・市民活動センター等）として運営するために、配属の常勤職員は教育委員会と市長部局との併任としている

6. 活動拠点（公民館・学校）（続）

2. 学校

※学校は、さまざまな活動に使われ始めている

- 平成5年 文部科学省「余裕教室活用指針」
生涯学習のニーズに応えるため余裕教室の活用を勧める
- 平成10年 中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」
学校を地域コミュニティーの拠点として地域住民の様々な学習、交流活動の場として活用

特徴のある参考事例

- 神戸市 学校施設開放事業（兵庫県）
【特徴】学校施設開放運営委員会（学区の地域住民によって構成される組織）が地域での生涯学習、スポーツ等さまざまな活動を行うことにより、人との出会いやふれあいが生まれ、それが新たなコミュニティーづくりにつながっている



（同様の取組が、横浜市、川崎市、市川市、海南市等で広がっている）

7. 情報・表彰

- 表彰制度を広める
- 社会参加のモデルとなる活動の情報を集め、マスコミ、IT関係等の情報発信者等にその情報を提供する

特徴のある参考事例

- 「企業フィランソロピー大賞」（公益社団法人日本フィランソロピー協会）
【特徴】 自社の経営資源を有効に活かし、経営理念に則って行っている社会貢献活動の表彰制度
- 「プラチナ・ギルド アワード」（特定非営利活動法人プラチナ・ギルドの会）
【特徴】 男性企業OBが立ち上げたNPOがアクティブシニアの社会貢献活動を表彰する制度
- 「ちばSSKプロジェクト高齢者地縁支え合い活動団体表彰」（千葉県）
【特徴】 SSKとは “ しない、させない、孤立化を！ ”
- 「地域貢献活動団体の表彰」（鹿児島県）
【特徴】 「元気高齢者チャレンジ推進事業」の一環。地域社会の担い手として行う高齢者の社会参加活動を重点的に表彰



8. 男性企業OBの参加促進

男性企業OBを助け合い活動に入れる方策をすすめる

○ 男性が得意とする分野の活動に誘い入れる

【男性が得意とする分野の例】

防災防犯、移動サービス、市民後見人、教育・観光ボランティア、事務・IT系の指導ボランティア、寄付募集活動、行政との交渉、広報紙の作成

- 青パト隊（大阪府枚方市）など、見栄えのよい活動を好む男性が少なくない
- 男性が得意とする分野を個別面接で調査している例もある（栃木県小山市大谷地区NPO「協力カード」で調査）

○ 友人、妻など親しい仲間から誘い込む

シャイでプライドの高い男性を誘い込むのに効果的



総合事業における補助の考え方①

○介護保険法施行規則

第百四十条の六十二の三 法第百十五条の四十五第一項 本文の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業（以下「第一号事業」という。）を提供する際には、市町村又は地域包括支援センターが、同号に規定する居宅要支援被保険者等（以下「居宅要支援被保険者等」という。）の意思を最大限に尊重しつつ、当該居宅要支援被保険者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な介護予防支援又は同号二に規定する第一号介護予防支援事業（以下「第一号介護予防支援事業」という。）による援助を行うこと。

二 市町村が、法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を実施する際には、補助その他の支援を通じて、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

総合事業における補助の考え方②

地域支援事業実施要綱（老発第0609001号 平成18年6月9日）

- ・ (d)について

補助（助成）の方法で事業を実施する場合について、当該補助（助成）の対象経費や額等については、立ち上げ支援や活動場所の借り上げの費用、間接経費（光熱水費、サービスの利用調整等を行う人件費等）等、様々な経費について、市町村がその裁量により対象とすることを可能とするが、ボランティアがサービス提供する場合には、その人件費等は補助の対象とすることはできない。また、施設整備の費用（軽微な改修は除く。）、直接要支援者等に対する支援等と関係ない従業員の募集・雇用に要する費用、広告・宣伝に要する費用等も対象とすることはできない。運営費の一部を補助するものであるが、例えば補助率を設定せずに年定額での補助を行うことも可能である。

なお、住民主体の自主的な取組や活動を阻害しないよう、実施主体の活動内容については、過去に国庫補助金等から一般財源化された事業も含めて実施を妨げるものではない。

あなたの市町村では、こんなことになっていませんか？①

〇〇市 補助金交付要綱

訪問型サービスBについて、
補助金交付要綱を以下の通り決めました！

対象者は、要支援者及び
基本チェックリスト該当者のみとする。

サービスの実施内容は、
掃除、洗濯、ベッドメイク、
買い物のみとする。

⋮

1回のサービス提供時間
は30分未満とし、サービス
提供回数は、週1回
を上限とする。

利用料は、1回〇〇円と
する。



活動を始めてすぐに
要支援者が集まる
かしら…

この利用料って私たちが
決めることじゃないかしら…



うちは支援内容を決めないで、
利用者にあわせて色んなことを
やっているんだけどなあ…

サービスの後は、利用者とお茶を
飲んで雑談していたりするから、
30分未満というのは、なじまないなあ…

補助金交付要綱で、活動内容を細かく規定している

活動内容を細かく規定すると、住民主体ならではの柔軟で多様な活動が期待できなくなってしまいます

我が市町村の要綱を「住民主体」にするためのポイント①

要綱は、「必要最小限の要綱」にしましょう

助け合いの実施主体は「住民」である以上、活動の対象者や利用料（謝礼）、提供時間、利用条件などは、市町村ではなく、それぞれの住民団体が決めるのが原則。
要綱で活動内容を細かく規定してしまうと、住民ならではの柔軟な活動は期待できなくなる。



〇〇市 補助金交付要綱

「訪問型サービスB」と「通所型サービスB」
に対し、補助金を交付します。
「通所型サービスB」の補助要件は、
以下の通りです！

開催頻度は、週1回以上とし、
1回あたりの開催時間は、
2時間以上とする。

当市が作成した〇〇体操を
実施することとする。

⋮

補助金の交付対象経費は、
講師謝礼、光熱水費、印刷
製本費、会場使用料、通信
運搬費とする。

補助金の額は、補助対象経費
の額とし、3,000円に開催回数
を乗じた額を上限とする。



うちは、会食中心の
サロンだから、補助
対象にならないなあ…

うちの体操教室では、
足の確保が課題になって
いるんだけど、移動支援に
対する補助はないんだ…



ちょうど体操サークルを立ち上
げようと思っていたところだけ
ど、運営費しか補助してもらえ
ないみたいね。立上費用の工面
が大変なのに…

補助金交付要綱が、「1種類」しかない

住民の活動内容は多様で、団体により活動の成熟度も違うため、一つの枠組みの支援では限界があります

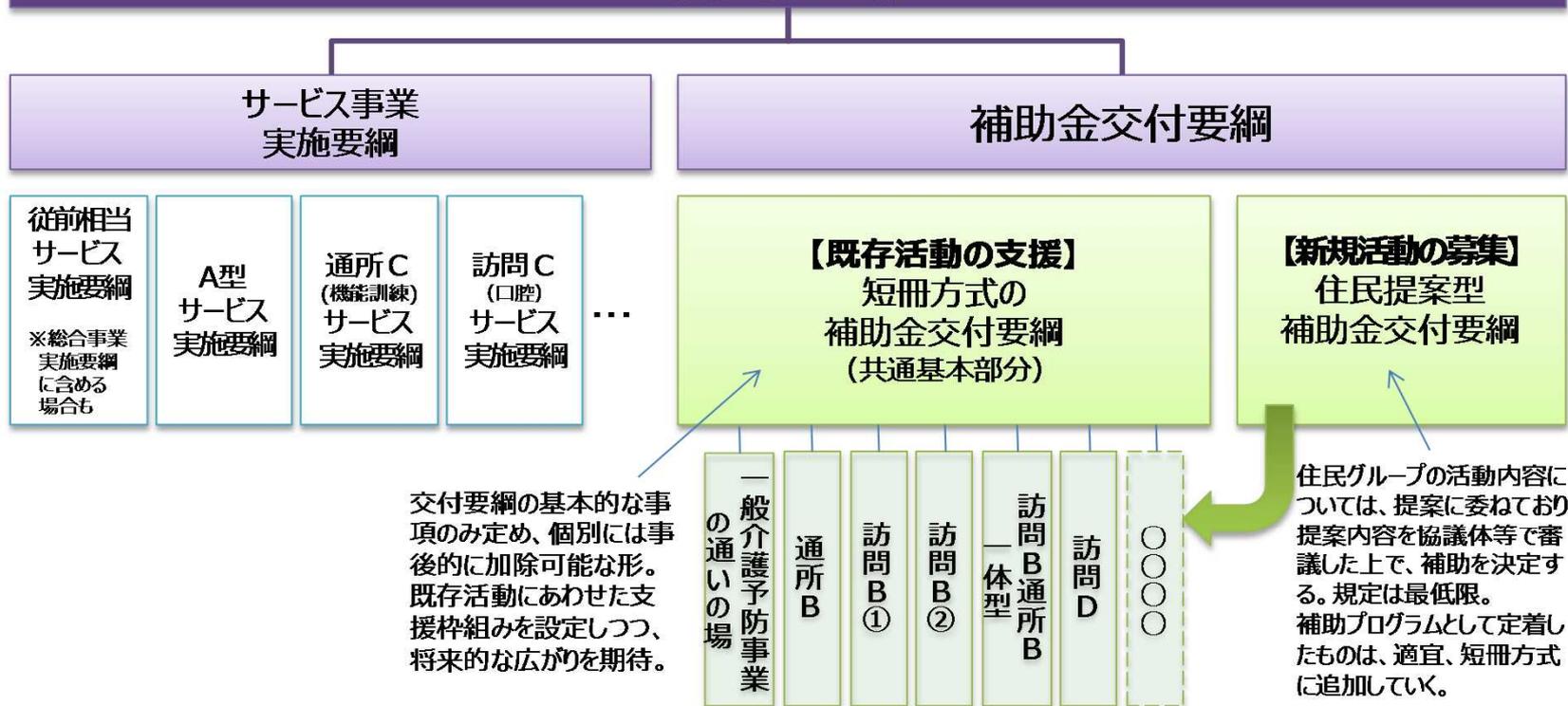
我が市町村の要綱を「住民主体」にするためのポイント

要綱は、柔軟に追加・変更できるようにしましょう

要綱に定める補助要件を、既に活動している団体を意識しながら決めていく方法もあるが、ベテラン団体にあわせることで、新規の団体には厳しくなってしまう可能性がある。既存も新規も含めて多様な活動を支援していくには、要綱を柔軟に加除できる形式（短冊方式+住民提案型）にしておくのが有効である。

介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(全体を規定する要綱)



生活支援体制整備事業実施要綱

(もしくは、協議体設置要綱+生活支援コーディネーター配置要綱)

(参考) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
都道府県による市町村に対する支援事業の創設 ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

(その他)

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化

・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

(その他)

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）